

(総則)

第1条 受注者は、発注者の定める総合保健医療センターA館清掃業務委託（長期継続契約）仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、善良なる業務実施者としての責任を持って業務の円滑な実施を図るものとする。

(法の遵守)

第2条 発注者及び受注者は業務の遂行に当たって清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 受注者は、本業務処理にあたる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、関係法令による全ての責任を負うものとする。

(実施計画表の提出等)

第3条 受注者は、仕様書に基づいて、清掃業務実施計画表を作成し、契約締結後、速やかに発注者に提出するものとする。

2 受注者は、清掃業務の実施にあたって、仕様書に基づく記録及び報告をし、発注者の検査・検収を受けなければならない。

3 前項の結果、業務内容が仕様書に適合していないと発注者が認めた場合は、発注者はその業務の手直しを命ずることができる。

(現場責任者)

第4条 受注者は、現場責任者を定め、清掃業務の指揮監督にあたらせるものとする。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者はこの契約書によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し若しくは継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により、受注者が業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(実地調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、受注者に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(経費の負担等)

第8条 清掃業務に必要な電気、水道及びガスは発注者の負担とする。

2 清掃業務に必要な機械、器具、材料（衛生材料を含む）等の負担は、別に定めるものを除き、受注者の負担とする。

3 受注者は、電気、水道及びガスの使用については極力節減し、効率的に業務を行わなければならない。

4 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

第9条 発注者は、受注者に対して清掃業務に必要な従事者の控室等は無償で貸与するものとする。

(臨機の措置)

第10条 業務上緊急の措置を要するものと認められる時、発注者は受注者に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者はそのとった措置について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置を要した経費のうち、頭書の契約金額に含めることが不相当と認められる部分の経費については、発注者と受注者が協議するものとする。

(損害の賠償等)

第11条 受注者は、清掃業務上、次の事項が発生した時は、発注者の責めに帰する理由による場合の他、その賠償責任を負わなければならない。

(1) 業務不完全により、発注者に損害を与えたとき。

(2) 発注者の財産を毀損又は滅失したとき。

(3) 発注者の職員又は、第三者の身体に危害を及ぼし、またはその財産に損害を与えたとき。

(天災その他の不可抗力による損害)

第12条 天災その他の不可抗力によって、業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる業務実施者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害額の全部又は一部を受注者に請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、契約期間中に業務を継続する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者の業務がはなはだしく不誠実と認められ、またこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- (3) 第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (4) 受注者がこの契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (5) 受注者の従業員が業務実施中に公序良俗に反する行為又は犯罪行為等を行ったとき。
- (6) 受注者の責めに帰する理由により、甚だしく社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (7) 正当な理由によって、受注者が契約解除を申し出たとき。
- (8) 前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき、又は故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 前項第7号を除き、契約を解除した場合、発注者は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から徴収する。

3 第1項各号により、契約を解除する場合はそれぞれ文書を持って事前に予告しなければならない。

(秘密を守る義務)

第14条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報及び発注者が受注者に引き渡し、又は発注者が使用を認めた情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(従事者の監督等)

第16条 受注者は、従事者の規律及び清掃業務実施時間中の行為について指揮監督の義務を負い、事故の発生防止に努めなければならない。

2 受注者は、従事者に制服、名札等を着用させ、従事者であることを明瞭にして清潔を保持するようにしなければならない。

(環境配慮事項)

第17条 受注者は、本契約における業務の実施においては、次の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責

めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第19条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（契約の保証）

- 第20条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

- 第21条 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額があったときは、契約内容又は数量等の変更により、減額後の予算の範囲内で契約を変更することができる。
- 2 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があり、契約変更で対応できないときは、契約を解除することができる。
 - 3 前2項に基づき、契約を変更又は解除する場合は、速やかに受注者に対して書面によりその旨を通知する。
 - 4 受注者は、第1項、2項の定めによる契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、発注者に対してその損害の補償を請求できるものとする。この場合における補償額は、互いに協議して定める。

(受注者の契約解除権)

第22条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反し、その違反により業務を処理することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(台帳)

第23条 受注者は、相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。）第8条第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(対象労働者への周知)

第24条 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額

(3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(対象労働者からの申出に対する対応)

第25条 受注者は、対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬の支払い)

第26条 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあつては公契約条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(労働者の継続雇用)

第27条 受注者は、当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

(立入調査等)

第28条 受注者は、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第29条 受注者は、公契約条例第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第23条から第26条まで又は前条に定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第30条 発注者は、第23条から第26条まで又は第28条若しくは前条までに規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第8条第9号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 受注者が、第29条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告

をした場合

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第32条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により履行遅滞となったときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の違約金を受注者に請求することができる。

(疑義の解決)

第33条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

(管轄裁判所)

第34条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。